

## 小川町地域公共交通計画（案）の主な修正内容

## (1)第3回小川町地域公共交通活性化協議会におけるご意見への対応

◇令和7年12月23日に開催した協議会におけるご意見について、主なご意見と対応を整理しました。

No.	意見者	ページ数	ご意見(要約)	対応
1	古川委員	P3	今回の計画は改定計画となるため、計画書名の頭に「第2次」を付けたほうが良いのではないか。	町の計画書名の冒頭に「第〇次」と記載をしている計画、していない計画が混在しています。地域公共交通計画については、前回の見直しの際も記載しなかったことから、記載しないものとします。
2	古川委員	P12、15	「公共交通の将来像図」には路線名の記載がないため、他の記載と整合を図ったほうが良い。また、他自治体の交通計画をみると、路線名と合わせて事業者名も記載している計画が多く、事業者も記すことで町民への理解が深まると考えられる。	「公共交通の将来像図」にバス路線名を追記しました。合わせて「公共交通の将来像図」と対応する「②各軸・拠点が担う役割と方向性」の表に交通事業者と路線を追記しました。
3	古川委員	P17	目標①の文頭が「高齢者等が自ら移動でき」となっているが、移住者を積極的に受け入れる姿勢を示しているのに対し、高齢者が最優先のように感じてしまう。例えば、「高齢者等」を「誰もが」に改め、町民全員が健康的に暮らせる交通手段の導入を目指すことを示せると良い。	記載については、目標①に対応する施策の方針にあるデマンドタクシー事業の目的と整合しているものと考えます。
4	松岡委員	P17	目標③「にぎわい創出や観光振興など、町の活性化に資する施策の推進」における取組の方向性に道の駅おがわまちに関する記載がある。道の駅に来ていただく方々に対して、道の駅だけでなく小川町をどのように回遊してもらうかが課題であり、道の駅を拠点としてその他観光施設に繋がるようなバス路線を検討いただきたい。	小川町駅から駅を発着する路線バスで道の駅に来訪可能なため、P35の実施主体に示すとおり、町だけでなく、各種団体や民間事業者等と連携しながら、利用促進のための施策を検討し、取り組む考えです。
5	五十嵐委員	P21	小川町デマンドタクシー事業の維持(継続)について、アンケート調査結果で料金引き下げに関する意見が多いものの、今後の公共交通のあり方に関しては「現状の町の財政負担の範囲内で、実施可能な取組を行うべき」の割合が最も高くなっている。これらを踏まえると、デマンドタクシー事業における補助の仕組みや事業の運営システムについて、町民の理解が進んでいないと考える。今後は、料金体系に関する理解を促進し、満足度の向上を図る必要がある。	ご意見を踏まえ、①小川町デマンドタクシー事業の維持(継続)の施策の概要において、事業の継続性を補足する主旨でデマンドタクシー事業における年間町負担額の推移の情報を追加しました。
6	古川委員	P34	「⑩鉄道・路線バス間の乗継利便性向上」の実施工程で「※いずれかの路線でダイヤ見直しの必要性が生じた際に実施」と記載があるが、各事業者からダイヤ見直しをした旨を事後に把握する流れが基本である。今回の示し方の場合、町が事前にダイヤ見直しの情報を把握して、各事業者と調整することを想定しているのか。	基本的には町が鉄道やバス事業者から事後に情報を把握する流れであり、施策に位置付ける主旨としては、鉄道の運行に合わせた路線バスのダイヤ見直しを実施するなど、利便性向上のために実施する考えです。
7	五十嵐委員	P39	指標3において熊谷路線の現況値が473,040人/年となっているが、熊谷市内での利用者数も含まれていると考える。可能であれば、小川町内の数値を採用した方が望ましい。	指標3の公共交通利用者数は各運行事業者より把握するものであり、事業者を確認を行いました。熊谷路線については、県立循環器・呼吸器病センターから小川町駅の区間を対象に調査を実施した結果から年間利用者数を推計した値であるとの回答をいただき、その内容を計画書に注釈で追記しました。

## (2)小川町地域公共交通活性化協議会の意見照会におけるご意見への対応

◇第3回小川町地域公共交通活性化協議会後の令和7年12月23日から令和8年1月16日の期間で実施した意見照会でいただいたご意見について、誤字脱字に関する指摘以外について、下記にそのご意見と対応を整理しました。

No.	意見者	ページ数	ご意見(要約)	対応
1	近藤委員	P26	⑤鉄道の路線維持・充実における「鉄道事業者へ要望活動を継続的に実施します。」との記載について、運行本数などは利用状況などを総合的に勘案し決定しているため、利用者増加に向けた取組の検討が望ましい。また、バス事業者への要望活動に関する記載がないため、交通事業者への対応について整合を図っていただきたい。	鉄道の利用促進については、小川町通勤者座席指定券購入費補助事業の継続・維持を図ります。また、バス事業者への要望活動は行っていませんが、必要に応じて適宜協議の場を設けています。
2	大山委員	P27	町内の路線バスは年々利用者が減少し、路線の存続が危うい状況である。継続的な運行本数の維持に向けて収支の均衡を図るためには、自治体からの補助が必要である。	バス路線の維持および確保を図るため、町内を運行するバス事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付しており、引き続き、路線バスの維持に必要な財源支援は継続してまいります。さらに、限られた財源の中で、補助金を支出するだけでなく、利用促進策と一体的に取り組み、路線バスの維持に努めてまいります。
3	大山委員	P30	路線バスのバリアフリー化については、代替は今後も必要だが、所有車両はおおむねノンステップ車両に切り替わっている。一方、アンケート等でバリアフリー化に関する意見が多いことから、今後は道路の構造上の計画も必要ではないか。	ご意見を踏まえ、バス停の乗降口周辺の整備について、追記しました。
4	近藤委員	P34	「⑪鉄道と路線バス間のダイヤ見直し検討」について、八高線を始め広範囲の調整により運行ダイヤが構成されるため町内の路線バスのダイヤに合わせることは非常に難しい面がある。	現在、鉄道事業者がダイヤの改正を行った場合は、その際の待ち時間が少なくなるようにバス事業者が必要に応じて調整を行っています。今後も同様に取り組んでいく考えですが、情報共有や周知に努める役割から実施主体に町、協議会を追記しました。

## (3)庁内検討会議の意見照会におけるご意見への対応

◇令和7年12月23日から令和8年1月16日の期間で実施した意見照会でいただいたご意見について、誤字脱字に関する指摘以外について、下記にそのご意見と対応を整理しました。

No.	意見者	ページ数	ご意見(要約)	対応
1	政策推進課	P3	本計画の位置づけの表中における「小川町第6次総合振興計画 後期基本計画」の記載について、後期基本計画は削除いただきたい。	ご指摘の通り、削除しました。
2	総務課	P29	⑧バス・タクシー乗務員の確保支援の実施イメージの「バス、タクシー等の乗務員の時間外労働の上限を設ける改善基準告示が令和6年4月から適用・・・」の記載が分かりにくい。	ご指摘を踏まえ、「バス、タクシー乗務員等の時間外労働に上限を設ける改善基準告示が令和6年4月から適用」と修正しました。